

# 豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業 経常事務事業 建設事務事業

平成20年度新規

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連

有  
 無

## 1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	知的障害者授産施設運営費補助金事業							
1-2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	社会福祉課	係	障害福祉係	評価票作成者	
1-3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり			基本施策	障害者・障害児福祉	コード	2 2 3
	項	社会福祉			単位施策(中)	知的障害者通所施設の整備	コード	2 2 3 2
					単位施策(小)	知的障害者通所施設の整備	コード	2 2 3 2 1
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	知的障害者とその家族		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	知的障害者の就労機会を創出確保し、生きがいと家族の安心を高めていく。地域のなかでの役割を地域全体で実感していくよう誘導していく。			
1-5 事務事業の内容	知的障害者の通所授産施設メイツの運営を補助することにより、その運営の安定化を図ることができ、もって市内の知的障害者の就労及び日中活動の場となり、さらに、利用者の自立と社会参加を促進することができる。補助金の内訳は、市からの派遣職員の給与、開設時の借入金の償還補填、定員増による臨時職員の給与、借地料、県費補助金の削減分の補填となっている。							

## 2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度					
	平成19年度					
	平成20年度	人件費の補助がほとんどであるため、補助金の交付は前金ですばやく行った。	平成18年度より、障害者自立支援法が施行され、報酬の算定が月割りから日割りになったため、経営が苦しくなっている。	施設で働く職員の処遇が非常に厳しくなっており、施設へ支援を増やしてほしいとの声は多い。		
	平成21年度	〃	障害者自立支援法による新体系移行の期限が平成23年3月と迫っているため、早急に移行する事業を決めなければならない。	平成21年度は介護報酬額が上がり、また、処遇改善費の補助も行われた。		
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	利用者の月平均工賃		12,000(円)	15,000(円)	メイツに通所する者の平均工賃の月額

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(単位)			49(人)	55(人)						
	直接事業費 b(千円)			21,259	20,090						
	人件費 c(千円)			332	322						
	合計コスト d(b+c)(千円)			21,591	20,412						
単位コスト d/a(千円)			1人当たり441	1人当たり371	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 活動実績は工賃を得たメイツの通所者の合計人数、直接事業費は知的障害者授産施設運営費補助金額、人件費は補助金交付にかかる手間として0.05人分を計上。

2 - 4 成果指標に 対応する実績と達 成度の推移		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		指標対応実 績(円)			10,924	11,000					
後期目標値 に対する達 成度(%)			72.8	73.3							

### 3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果 (アウトカム自己分 析)	単年度 担当課評価	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				A	A						

- 4段階評価結果 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する  
 B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要  
 C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要  
 D : 事務事業の廃止が相当

- 判断の基準 必要性(必要な事務事業であるか)  
 公共性(公が実施する意味があるか)  
 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)  
 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)  
 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)  
 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取組みの自己評価
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度	平成23年度には障害者自立支援法に定める新体系へ移行しなければならない。	市の生ゴミ堆肥化事業の受託戸数の更なる増大や堆肥センターの運営の受託、市役所の職員食堂への参入等積極的に事業の拡大に取組んだ。	市の生ゴミ堆肥化事業の一部を委託で請負実施しているが、その収集戸数を増やした。
平成21年度	"	就労支援事業への取組みが期待される。	生ゴミ収集業務の受託戸数を3,400世帯に増やした。また、沓掛堆肥センターにおける堆肥化業務も受託した。また、市役所の職員食堂の営業も始めた。
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

### 4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の 結果	結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度	A	継続して事業を進めること。
平成21年度	A	継続して事業を進めること。
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		